

平成 27 年 11 月 16 日

改正個人情報保護法の成立と施行日等について

第 189 回国会(平成 27 年 1 月 26 日～9 月 27 日)において、個人情報保護法改正案が提出され、9 月 3 日に成立しました。

施行日は、附則第 1 条において、法律の公布の日(平成 27 年 9 月 9 日)から 2 年以内において政令で定める日となりましたが、目的(第 1 条)、個人情報保護委員会(第 50 条等)等については平成 28 年 1 月 1 日から施行となるなど、施行日が異なっていますので、今後注視していく必要があります。

(参考)住宅ローンアドバイザーテキスト 2015 年度版の関係箇所:「基礎編 第 3 章 3-4 個人情報保護法の遵守」(P.132～148)

本改正法では、次の 6 点がポイントとなります。

1. 個人情報の定義の明確化
「指紋データ」、「顔認識データ」等の追加、本人同意を得ない第三者提供の特例(オプトアウト)の禁止など
2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保
3. 個人情報の保護を強化
データベース提供罪の新設など
4. 個人情報保護委員会の新設およびその権限
個人情報保護委員会の新設、立入検査の権限等の追加など
5. 個人情報の取扱いのグローバル化
6. その他改正事項
オプトアウト規定の厳格化、利用目的の制限の緩和、小規模取扱事業者への対応(取り扱う個人情報が 5,000 人以下の取扱事業者への適用)

以上